

インバウンドプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）がインバウンドプロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・専門性・創造性・実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 インバウンドプロモーション業務
- (2) 業務内容 インバウンドプロモーション業務企画提案仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 見積金額の限度額等

本業務の見積金額の限度額

金6,653,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

※契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号）第23条の規定に基づく契約保証金の納付を求める場合がある。

4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和8年6月22日（月）
質問書受付期限	令和8年7月8日（水）12時必着
質問書への回答	令和8年7月13日（月）12時までに回答
参加申込書受付期限	令和8年7月17日（金）12時必着
参加資格審査の結果通知	参加申込書等の提出から5日以内に通知予定
企画提案書等の提出期限	令和8年7月24日（金）12時必着
プレゼンテーションの日程と実施概要の通知 *5者を超える参加申し込みがあった場合には、選定委員会 が評価基準により企画提案書等について書類選考を行い、 5者程度を選定する。書類選考で落選となった場合も通知 を行う。参加申込業者が5者以下の場合、書類選考は実 施しない。	【5者を超える参加申し込みがあった場合の書類選考】 令和8年7月31日（金）までに実施 【プレゼンテーションの時間通知】 令和8年7月31日（金）までに通知
プレゼンテーションの実施	令和8年8月7日（金）予定
受託候補者決定	令和8年8月13日（木）予定
受託候補者公表、結果通知	令和8年8月14日（金）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに

5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

6 質問書の提出及び回答

本業務にかかる説明会は開催しない。質問については、質問書（様式 7）を用いて電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「インバウンドプロモーション質問書」とし、電子メール送付後、速やかに送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

- ・質問受付期限 : 令和 8 年 7 月 8 日（水）12 時まで
- ・質問に対する回答 : 電子メールにて随時、質問者へ回答する。なお、回答は令和 8 年 7 月 13 日（月）12 時までに、糸島市ホームページにおいて質問者を匿名にして、公表する。なお、回答の内容は、本実施要領、仕様書に記載する内容の追加又は変更とみなす。

7 参加申込書類の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式 1)
- ② 会社概要書 (様式 2)
- ③ 誓約書 (様式 3)
- ④ 過去の主な類似業務の実績等 (様式 4)
- ⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係） (様式 5)
- ⑥ 添付書類

ア 登記簿謄本（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可、個人事業者の場合不要）

イ 直近の糸島市税（市民税、固定資産税、法人市民税）の滞納がないことの証明書（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者等は不要）

ウ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

（個人事業者で所得税の課税がある場合、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明書（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可））

エ 事業概要のわかるパンフレット等

(2) 提出部数 各 1 部

- (3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。
- (4) 提出方法 提出書類①から⑤までについては、紙媒体及びWord形式データを提出すること。
提出書類⑥は、紙媒体のみ提出すること。
紙媒体については、持参または郵送すること。
Word形式データについては、以下メールアドレス宛に送ること。
電子メールアドレス：brand@city.itoshima.lg.jp
データを送付する際は、電子メールの件名は「インバウンドプロモーション参加申込書類」とし、必ず電話連絡をすること。
- (5) 提出期限
令和8年7月17日（金）12時 必着
※受付時間：9時00分から16時45分まで。なお、7月17日（金）は12時までとする。
※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。
※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

8 参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について、参加資格確認結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式6）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類等
- ① 企画提案書 5部
※「10 企画提案書等の作成方法」に沿って企画提案書を作成すること。
- ② 見積書（内訳の分かるもの） 1部
※事業者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。
※「11 見積書の作成方法」に沿って見積書を作成すること。
- (2) 提出方法 ①企画提案書、②見積書は紙媒体で提出すること。
いずれの提出物も、持参または郵送をすること。
- (3) 提出期限
令和8年7月24日（金）12時 必着
※受付時間：9時00分から16時45分まで。なお、7月24日（金）は12時までとする。
※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。
※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。
※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

10 企画提案書等の作成方法

- (1) 企画提案書は、「インバウンドプロモーション業務企画提案仕様書」の内容を踏まえ、別紙（企画提案書の構成）に沿って作成すること。
- (2) 企画提案は1者につき1案とすること。また、提案内容はすべて企画提案書に記載すること。
- (3) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (4) 企画提案書等の体裁は、原則としてA4判両面印刷（図表等についてはA3判の折込みも可）とし、縦、横は問わない。
- (5) 目次及びページ番号を付すこと。
- (6) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、代表者名、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。

※本業務の企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書の内容を十分に理解し、これに同意したうえで提案すること。

11 見積書の作成方法

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。
- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額である等、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求められた場合は、追加の資料提出を行うこと。

12 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務内容の理解 5点	委託業務の目的、背景及び仕様書の意図を十分に理解し、香港市場の特性を踏まえた適切な基本方針となっているか。	5点
インフルエンサーの招へい及びSNSでの発信 15点	インフルエンサーの選定、発信媒体、発信内容、モデルコース、滞在支援、リスク管理等の提案等が適切であり、糸島市の魅力発信及び宿泊滞在型の誘客につながる内容となっているか。	10点
	投稿件数、想定リーチ数、エンゲージメント等のKPI設定が妥当であり、その測定方法及び成果検証方法が具体的に示されているか。	5点
現地旅行会社へのセールスコール 10点	対象旅行会社の選定、営業資料、滞在型旅行商品造成に向けた提案内容が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。	5点
	セールスコール実施先数、継続商談先数、商品造成に向けた具体協議件数等のKPI設定が妥当であり、商談後のフォローアップ及び進捗管理の方法が明確か。	5点
現地での観光セミナーの開催 10点	ターゲット設定、開催内容、会場、集客方法、紹介ルート等が適切であり、糸島市への来訪意欲の喚起につながる内容となっているか。	5点
	参加者数、アンケート回収率、満足度等のKPI設定が妥当であり、効果測定及び成果把握の方法が具体的か。	5点
インバウンド受け入れ講習会の開催 15点	講習内容が香港市場の特性及び市内事業者の実務に即したものであり、市内事業者の受入環境の向上につながる内容となっているか。	10点
	参加事業者数、満足度、フォローアップ支援事業者数等のKPI設定が妥当であり、継続支援の方法が具体的かつ実効性があるか。	5点
現地飲食店での糸島フェアの開催 10点	実施店舗の選定、メニュー構成、糸島産食材・加工品の活用、流通ルートの設定等が適切であり、実施可能性が高いか。	5点
	実施期間、活用品目数、提供メニュー数、PR発信件数等のKPI設定が妥当であり、認知向上及び販路拡大の検証方法が明確か。	5点
SNSによる情報発信 10点	投稿内容、投稿媒体、言語、画像・動画の活用等が適切であり、香港市場に向けた継続的かつ効果的な情報発信となっているか。あわせて、月間投稿数、リーチ数、エンゲージメント数等のKPI設定が妥当であり、その測定方法及び報告方法が明確か。	10点
現地での情報収集及び糸島市職員による現地視察支援 5点	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での情報収集が可能な体制となっているか。 ・現地視察における行程案、訪問先、面談相手の設定、アテンド、通訳、事前資料等の支援内容が具体的かつ効果的であるか。 	5点
独自提案 5点	仕様書に定める内容に加え、本業務をより効果的なものとするための独自提案があり、糸島市の認知向上、誘客促進又は販路拡大に資する内容となっているか。	5点
体制・実績 10点	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担が明確で、現地対応、通訳、連絡調整、トラブル対応等を含めた実施体制が十分にあり、危機管理体制も整っているか。 ・スケジュールが明確で、各業務のKPIを管理できる提案となっているか。 	5点
	類似した業務の実績など、本業務への適性を確認できる実績があるか。	5点
事業費 5点	見積金額は適切か。	5点

13 選定方法

受託候補者の選定は、本業務における受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、12 評価基準に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案事業者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を60点（満点100点）とし、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、提案事業者が1者の場合でも審査を行う。

(1) 書類選考による選定

5者を超える参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者程度を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

(2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより 12 評価基準に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション実施の概要

① 日時・場所

令和8年8月7日（金）に糸島市役所会議室で実施予定。

日時、開始時間等の詳細については、7月31日（金）までに参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。

② 配分時間

1者あたり、30分（プレゼンテーション20分以内、質問10分）

③ 参加者数

本業務に直接携わる者3人以内とし、事業責任者（本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者）は必ず出席すること。

④ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し、参加申込者に通知する。
- ・プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。

14 選定結果の通知

(1) 選定結果は本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は選定された受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。

(2) 受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。
なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

15 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。

契約時の仕様書の内容は、原則選定過程において自ら提案した企画提案書の内容を遵守し、実施しなければならない。

(2) 次順位者との交渉

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった提案事業者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、すべて業務受託事業者の負担とする。

16 その他留意事項

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

(2) プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。

17 提出及び問い合わせ先

糸島市 経済振興部 ブランド政策課 12 番窓口 (担当：田中)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2080 (課直通)

電子メールアドレス：brand@city.itoshima.lg.jp